

# 告 示

## 埼玉県選管告示第三十三号

平成二十九年八月二十七日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（南第五区 さいたま市大宮区）における開票の事務は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十九条第一項の規定に基づき選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

平成二十九年八月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治